

草津市医師意見書作成料還付フロー

(草津市民向けの制度であり、他市の方は対象外です。)

還付内容

草津市民が、病児保育室「陽だまり」または病児保育室「こっこ」草津ルームを利用するために、かかりつけ医に作成してもらった医師意見書の作成料について、一定の条件を満たせば還付を受けられます。

<還付の条件>

- (1) 「陽だまり」または「こっこ」草津ルームを利用した場合
- (2) 「陽だまり」または「こっこ」草津ルームを予約し、利用できなかったのが、次のいずれかの理由の場合
 - ①満室による断り
 - ②家庭で看られるようになった（休暇取得、祖父母が看病等）
 - ③病状軽快（保育所、学校に行けるほど回復）
 - ④病状悪化（病児保育できない状態）

注意！

予約等の連絡がない、無断キャンセル、満室の場合のキャンセル待ち予約をしない等は、請求できません。

必要書類等

かかりつけ医で支払った医師意見書作成料の領収書

還付場所・時間

- ・病児保育室「陽だまり」 8時～17時（月～金）
- ・病児保育室「こっこ」草津ルーム 8時～17時（月～金）

期限

意見書発行後2週間まで

手続き

【保育室退室時】または【後日】

- ①医師意見書作成料の領収書を提示する。
- ②還付金を受け取り、それを証するため、領収書に署名し、写しを受け取る。